⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路の整備及び現道における交通混雑を緩和し、安全かつ円滑な自動車交通を確保するとともに、歩行者等の安全な通行を確保することを主な目的とし、条例による第３種第３級の規格に基づく歩道を有する２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートについては、申請のあったバイパス案（以下「申請案」という。）と、現道活用案、バイパス及び一部現道活用案の３案について検討が行われている。申請案は他の２案と比較すると、取得必要面積は最も多いものの、宅地の取得面積及び支障物件の数が最も少ないことから、地域住民に与える影響が小さいこと、構造物の施工延長は現道活用案より長いものの、工事期間中における交通規制及び迂回路の設置の必要もなく、騒音等の沿道環境対策も少ないことから施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、申請案のうち、本件区間の福岡県朝倉郡筑前町地内の牧の池沿いのルートについては、申請案（牧の池西側案）のほか、路線延長を最短とする牧の池西側案及び牧の池東側案も併せて比較検討した結果、申請案は取得面積では中位であるものの、橋梁の延長が最も短く、施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員狭小及び線形不良区間が多数存在しており、かつ、交通渋滞も発生していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、筑前町長を会長とする主要地方道筑紫野三輪線改良促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県筑紫野市役所

官告録

官告事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年８月６日

関東地方整備局長　越智　繁雄

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	下野市下古山字北原2965番７から字都宮市茂原一丁目1182番１までの上下線

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６７２９号

東京都新宿区河田町３－３－505

債務者　小竹　秀樹

1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上松　真林

4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７３０号

東京都新宿区河田町３－３－505

債務者　小竹　尚子

1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上松　真林

4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７７４号

千葉県市原市辰巳台東３丁目21－７

債務者　仲間　　亮

1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小野美奈子

4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７７６号

東京都練馬区旭町２丁目17－11

債務者　上村由起子（旧姓伊藤）

1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小屋　喜裕

4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午前10時

6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７７８号

東京都墨田区亀沢３丁目27－３－201

債務者　小暮　勇人

1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小松　徹也

4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午前11時

6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７８１号

東京都日野市大字宮269

債務者　成井　誠二

1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　細野　義治

4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午前10時

6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８３３号

東京都板橋区中台２丁目16－４　第２カシマハイツ102

債務者　三井　　淳

1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　井上　宙史

4　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月18日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　東京地方裁判所民事第20部